

令和2年度法人本部事業計画概要

(1) 法人本部機能の充実・強化

- ①将来的な法人本部での総務管理の統一にむけて、事務体制の整備、事務処理を整理していく。
- ②法人内の情報共有および連携体制の強化（職員の意見を集約しての会議、伝達の徹底）
- ③法人内各種会議および委員会活動の強化と確立（意識・役割・位置・共有・継続）
- ④基礎的事項（期限厳守・起案プロセス・順守事項）の意識の向上および法令順守徹底を図る。

(2) 施設経営の安定

- ①昨年度同様、各事業の収支状況を法人内で情報共有し、主要な職員に収支状況・稼働率・運営体制について、知識の習得と運営の意識を深めるように促していく。
- ②次期中期計画に施設整備の見通しを具体化させ、計画的な施設整備及び積立金の増額を図る。（再）
- ③事業運営に関する知識や能力を持った、職員（総合職）の育成。

(3) 人事および人材確保・定着・確保

- ①法人内の事業所間での人事異動の実施（2020年度予定）について確立する。（システム）
- ②資格取得および研修への積極的な受講を奨励し、法人内の研修および人事システムと連動した効果的な人材育成の仕組みを確立する。
- ③様々な働き方に対して、労働環境の整備および採用条件の緩和。

(4) 次期中期計画(わかばビジョン 2021~2023)の立案

- ①利用者、ご家族の高齢化および「親なき後」を見据えた具体的な施設整備計画の立案。
- ②中期計画に関しての利用者及びご家族へのアンケート調査を実施する。
- ③高齢化や人口減少への具体的な対応（人材確保、労働環境等）

(5) 広報の強化

- ①広報委員の活動をさらに活発化し、HP や機関紙において法人内からの情報発信を充実させる。
- ②障がいの理解、福祉の魅力について発信する場の積極的な開拓、また職員のプレゼンテーション能力の向上を図る。

(6) 施設整備および事業運営

- ①グループホーム「かりんとう」の事業運営開始、グループホームの段階的な整備計画の立案
- ②賃貸物件として使用している「エール」の代替場所の具体的な移転先の検討。
- ③法人内の相談支援体制の見直し

(7) 地域からの信頼、必要される法人に

- ①職員の積極的なボランティア活動、地域行事への参加を支援する。
- ②地域貢献活動として、実習生の積極的な受け入れや、法人をこえた地域での研修（研修センター）や情報交換の場を提供し、連携・交流を通じた地域づくりを行っていく。
- ③第三者委員の見直しと報告会について定例化出来るように協議する。（2020年度開始）

令和2年度事業計画概要

名称	わかば会研修センター	種別	人材育成機関
所在地	新居浜市萩生1834-1	開設	平成30年4月1日開設

I 基本方針

わかば会が地域社会に貢献する法人であり続けるために、

- ① 主体的で自立した職員の育成
- ② 人生の主人公となれる障がい当事者の育成
- ③ 共に支え合える地域作り

を目指して、人と人との関係性作りに重点を置いて活動していく。

II 実施事項

1. 法人内研修

誠実な人間性、豊かな社会性、確かな専門性を備えた職員の育成を目指して法人内での職員研修を実施する。

2. 地域における研修の開催

等身大で様々な人たちが参加できる集いの機会や、学びの機会を、新居浜市を中心とした地域で開催する。

3. 講師派遣

研修センターとして講師を派遣する。

講演のテーマは、障がい者の支援に関する内容、社会人としてのキャリア形成に関する内容等とする。

III 重点目標

1. 自発的、積極的、主体的、能動的に行動できる職員を育成すること

- ・法人内で研修に関するアンケートを実施して職員の研修等に対するニーズを把握する。
- ・各事業所より研修センター担当者を選任して、研修の企画から実施までの運営を遂行できる職員を育てる。
- ・法人内外の研修において法人の職員が発表できる場や講師として活躍できる機会を設定する。
- ・虐待防止、防災、ハラスメントの法定研修を法人内委員会と協同して実施する。

2. 研修の修了と職員のキャリア形成を関連付けること

- ・各事業所において勤務時間内での研修の場を定期的に設ける。
- ・社会人としてのキャリア形成につながる研修を（新人職員研修を除く）年3回以上実施する。（職階層別）
- ・関連団体等の主催する研修に法人の職員を派遣し人材育成の活性化をはかる。

3. 障がい当事者や法人外の関係者にとっても能動的に学ぶことのできる場となり、地域社会におけるネットワークの1つの拠点となること

- ・障がい当事者と共に学べる機会を年5回以上は実施する。
- ・法人内外の講師による関係機関とのネットワーク作りのための研修を年10回以上は実施する。
- ・実際に見て学び、つながる機会として他法人施設等の見学の機会を年3回以上は実施する。
- ・きょうされん40周年記念映画「星に語りて」「夜明け前」を上映し、障がい者への理解を促進する。

4. 法人本部事業と関連させて人材の確保・定着・育成を可及的速やかに進めていく。

- ・実習生やインターンシップを積極的に受け入れていく。

令和2年度 事業計画概要

名 称	わかば共同作業所	種 別	生活介護、就労継続支援B型
所在地	新居浜市船木甲741-1	開 設	平成23年 3月 1日開設
定 員	生活介護15人 就労継続支援B型15人	職員数	12.7人(正規 9人、臨時 7人)

I 基本方針

わかば共同作業所は、利用者個々のニーズをくみ取り、利用者の生活が作業所を通して豊かになるよう支援を行う。「生活介護」では基本的に高齢化と重度化に対応した生活支援を行い、安心して過ごせる居場所となるよう支援する。「就労継続支援B型」は、作業を中心に支援を行い、やりがいや工賃を貰う喜びを感じてもらえるよう支援する。職員は、作業所での活動が利用者の生活の一端を担っている事を想像し、支援を行う。

II 重点目標と実施事項

1 利用者ニーズに応じたサービスの提供

- ①生活介護と就労継続支援B型の定員を見直し、生活介護と就労継続支援B型の活動内容を検討していく。
 - ・生活介護20人、就労継続支援B型10人に変更し、生活介護では高齢化と重度化に対応した支援を行い、就労継続支援B型では、はたらくことを中心に支援を行う。
 - ・利用者のニーズを探り、利用者が求める日中活動の場とする。
 - ・作業所での入浴支援の充実を図る。
 - ・作業内容を見直し、はたらくことを再考する。
 - ・工賃の支払い方法を検討し、見直す。
 - ・送迎が効率的に出来るよう、ルートなどの見直しを行う。
- ②年間計画に基づいた行事を行い、季節や余暇の楽しみを感じられるような支援をする。
- ③土曜開所を実施し、日中活動の場とする。
- ④防災及び防犯訓練を実施する。
- ⑤苦情受付及び事故・ヒヤリハット報告を作成し、リスクマネジメントにつなげる。
- ⑥グループホームのバックアップ施設として、各グループホームの職員と協力して支援をしていく。

2 健康管理および健康促進

- ①適宜、バイタルチェックを行い、きめ細かい健康管理を推進する。
- ②糖尿病や高血圧等、利用者の病状や治療についての情報を家族と共有し、健康面のサポートを行う。
- ③理学療法士と協力し、身体の機能維持をサポートする。
- ④食事を大切にし、利用者に安心して楽しんでもらえる昼食を提供する。

3 家族支援

- ①利用者の家族とのつながりを大切にし、情報共有しながら、家での生活も視野に入れながら支援を行う。
- ②個別支援計画やモニタリングなどを通して、利用者の家族と連携しながら利用者の支援を考える。

4 利用促進と充実

- ①関係機関に情報を発信し、利用率の向上及び定員の充足に努める。
- ②外部からの意見を積極的に取り入れながら、現在の内職の仕事や自主製品等作業内容を検討する。
- ③広報委員を中心にホームページを積極的に活用し、地域への理解促進につなげる。

III 人材育成と職場活性化

- ①法人研修センターの研修に参加し、自己研鑽に努める。
- ②法人外への研修にも積極的に参加し、広い視野を身につける努力をする。
- ③利用者の個別支援を通して、支援を追求する姿勢を培う。

IV 地域公益活動

- ①『わかばトピック』等を定期的に地域へ配布し、わかばの取り組みを知ってもらう。
- 地域のバザーへも参加し、作業所の製品を販売することを通して、わかばの活動を理解してもらう。
- ②新居浜市内できょうされん40周年記念映画「星に語りて」「夜明け前」を上映し、障がい者への理解を促進する。

令和2年度 事業計画概要

名 称	わかば第2作業所	種 別	生活介護、就労継続支援B型
所在地	新居浜市船木甲	開 設	平成19年 4月 1日開設
定 員	生活介護15人 就労継続支援B型15人	職員数	13人(正規7人、臨時10人)

I 基本方針

わかば第2作業所は、利用者個々のニーズをくみ取り、利用者の生活が作業所を通して豊かになるよう支援を行う。
「生活介護」では基本的に重度化に対応した生活支援を行い、安心して過ごせる居場所となるよう支援する。
「就労継続支援B型」は、作業を中心に支援を行い、やりがいや工賃を貰う喜びを感じてもらえるよう支援する。
職員は、作業所での活動が利用者の生活の一端を担っている事を想像し、支援を行う。

II 重点目標と実施事項

1 利用者ニーズに応じたサービスの提供

- ①生活介護と就労継続支援B型の定員を見直し、生活介護と就労継続支援B型の活動内容を検討していく。
 - ・生活介護20人、就労継続支援B型10人に変更し、生活介護では重度化に対応した生活支援を行い、就労継続支援B型では、はたらくことを中心に支援を行う。
 - ・利用者のニーズを探り、利用者が求める日中活動の場とする。
 - ・作業内容を見直し、はたらくことを再考する。
 - ・工賃の支払い方法を検討し、見直す。
 - ・送迎が効率的に出来るよう、コースの見直しを行う。
- ②年間計画に基づいた行事を行い、季節や余暇の楽しみを感じられるような支援をする。
- ③土曜開所を実施し、日中活動の場とする。
- ④防災及び防犯訓練を実施する。
- ⑤苦情受付及び事故・ヒヤリハット報告を作成し、リスクマネジメントにつなげる。

2 健康管理および健康促進

- ①適宜、バイタルチェックを行い、きめ細かい健康管理を推進する。
- ②糖尿病や高血圧等、利用者の病状や治療についての情報を家族と共有し、健康面のサポートを行う。
- ③理学療法士と協力し、身体の機能維持をサポートする。
- ④食事を大切にし、利用者に安心して楽しんでもらえる昼食を提供する。

3 家族支援

- ①利用者の家族とのつながりを大切にし、情報共有しながら、家での生活も視野に入れながら支援を行う。
- ②個別支援計画やモニタリングなどを通して、利用者の家族と連携しながら利用者の支援を考える。

4 利用促進と充実

- ①関係機関に情報を発信し、利用率の向上及び定員の充足に努める。
- ②外部からの意見を積極的に取り入れながら、現在の内職の仕事や自主製品等作業内容を検討する。
- ③広報委員を中心にホームページを積極的に活用し、地域への理解促進につなげる。

III 人材育成と職場活性化

- ①法人研修センターの研修に参加し、自己研鑽に努める。
- ②法人外への研修にも積極的に参加し、広い視野を身につける努力をする。
- ③利用者の個別支援を通して、支援を追求する姿勢を培う。

IV 地域公益活動

- ①『わかばトピック』等を定期的に地域へ配布し、わかばの取り組みを知ってもらう。
- 地域のバザーへも参加し、作業所の製品を販売することを通して、わかばの活動を理解してもらう。
- ②新居浜市内できょうされん40周年記念映画「星に語りて」「夜明け前」を上映し、障がい者への理解を促進する。

令和2年度事業計画概要

名称	障がい者支援施設くすのき園	種別	障害者支援施設
所在地	新居浜市萩生 1834-1	開設	平成6年4月1日開設
定員	施設入所 60人 生活介護 60人 短期入所 5人 日中一時 6人	職員数	56人(正規46人・非正規15人)

I 基本方針

くすのき園は障がいがあっても障がいがない人と同様に地域で生活する権利を実現するために、ひとり一人の利用者の生活の質を高めるための支援を行う。そのためにくすのき園の職員はわかば会法人理念に基づき、職種に関係なく、下記の4つの共通の目的のために、組織として協力して物事を進めていかなくてはならない。

- ① 利用者の満足度に貢献する。
- ② 一緒に働く職員の満足度に貢献する。
- ③ 関係者、関係機関を含めた地域の満足度に貢献する。
- ④ 事業所の収支状況に关心を持ち、適正な運営に貢献する。

II 重点目標と実施事項

1 「個別支援」

生まれも育ちも性格も特性もひとり一人異なる利用者について、過去・現在・未来のストーリーを共有しながら、日々の関わりや活動の中で継続的に評価して、ありとあらゆる環境を活用して、本人に必要な支援を本人の立場になって推測して、本人の可能性を広げるための行動を、職員はとらなくてはならない。

2 「連携」

利用者、家族、職員、施設内外、法人内外の関係者と協力して、法人理念である『利用者が主人公』を実現するために、対話を重ねて、利己ではなく利他の心を持って、チームで物事を進めていかなくてはならない。

3 「施設経営の安定」

収支状況を見える化して職員全体が個々に相互にその適正化に努める。また中期的な収支状況を見定めて入所建屋を含めた施設整備の計画の見直しを今年度中に実施する。

4 「リスクマネジメント」

苦情・事故・防災・防犯・法令遵守等のリスクマネジメントに努める。

III 人材育成と職場活性化

職員の確保・定着・育成を最大のリスクマネジメントと捉えて仕組み作りや職場環境作りを継続して行う。

IV 地域公益活動

- ・ 地元自治会等を通してご近所との関係性作りに留意してささやかながらも「くすのき園」が人の集まる場所となることを目指す。
- ・ 福祉機関や学校機関等とのパートナーシップを築き、福祉人材の育成と福祉教育の普及に努める。

令和2年度事業計画概要

名 称	【e n】	種 別	生活介護
所在地	新居浜市岸の上町1丁目14番37号	開 設	令和元年11月1日開設
定 員	20人	職員数	3.4人(正規 3人、非正規 3人)

I 基本方針

法人理念である「利用者が主人公」を基本に日中活動を通じ、利用者それぞれの個性を多角的な視点とアイデアにより引き出す・深める・広げるサービスの提供を行う。また移り変わる利用者ニーズに応じてサービスの提供ができる事業所づくり、地域の中で価値ある活動ができる、地域から必要とされる事業所づくりを行う。

II 重点目標と実施事項

1 利用の促進と経営の安定

事業所案内を積極的に行い、地域の相談員専門員や病院のMSW等と連携を取り、早期に定員の充足を図り経営の安定を図る。

2 提供サービスの充実

日中活動における食事・排泄・活動などの介護サービスを基盤とし、生活のQOL向上を目指した「楽しむ」ための文化・芸術・外出・余暇活動を中心に障がい福祉の枠にとらわれないさまざまな活動を行う。また、リハビリテーションの実施を視野に、機能維持や機能回復をサービスとして提供していく。

3 サービス内容による適切な人員配置

集団活動や個別活動などの幅広い活動のなか、活動ごとに場所や時間・職員配置を見直し、分けてサービスを提供する構造化を行う。また、さまざまな障がいを持たれている方に対応できる人員確保や職員知識・技術・専門性を高める。

III 人材育成と職場活性化

1 OJT、OFF-JTを通して学ぶ機会を多く設け、学んだ知識や技能を利用者支援に直結できる体制作りを行う。

2 働く職員のストレングスが事業所のストレングスになる取り組みを積極的に行い、職員として価値ある働きができる事業所づくりに努める。外出活動を通して職員が感じる・学ぶ・実践する機会を行っていく。

IV 地域公益活動

地元住民や自治会等とも積極的に関わりを持ち、泉川小・中学校の文化祭や運動会等の地域行事にも参加しながらつながりや地域の方々へ事業所の宣伝及び障がい福祉の理解を深めていく。また、事業所が地域にとって貢献できる仕組みを積極的に取り入れていく。

令和2年度事業計画概要

名 称	生活支援センターわかば	種 別	相談支援事業所
所在地	愛媛県新居浜市船木甲 741-1	開 設	平成18年10月1日
定 員	定めなし	職員数	3人（正規3人）

I 基本方針

障がいのある人の生活に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助も行う。また利用者の個人情報保護については、「個人情報の取り扱いに関する同意書」に基づき適正に行う。

II 重点目標と実施事項

1 相談支援事業の実施

【市町村（委託）障害者等相談支援事業】

- ・社会的な支援を必要とする方々に対しての基本的な相談支援の実施および関係機関との協働。
- ・自立支援協議会等を地域の諸課題に応じて効果的に運営し、諸々の地域課題解決のために必要な関係機関との連携強化や社会資源の開発・改善の推進。
- ・当市における基幹相談支援センター創設へ向けての市との協働。
- ・相談支援従事者養成研修新カリキュラムにおける実地研修への協力。

【指定特定（障害児）相談支援事業】

- ・障害福祉サービス等を必要とする方々に対しての基本的な相談支援の実施および関係機関との協働。
- ・所定のモニタリングの確実な実施および各種加算の積極的な請求。
- ・担当するクライアントに確実な相談支援を提供するため、安定して働く職場環境やフォローワー体制づくり。

【指定一般相談支援事業】

- ・地域移行支援事業の活用の推進と候補者探し。
- ・比較的利用しやすい地域定着支援事業について、該当者への積極的な活用を進める。

【障がい児（者）療育等支援事業】

- ・在宅の障がい児者の地域生活をよりよいものとする。

2 相談支援事業の運営

- ・基本的な相談支援を確実にクライアントに届ける。
- ・所定のモニタリングを確実に実施。また各種加算についても積極的な請求を行っていく。
- ・該当者への地域定着支援事業の積極的な活用を進める。
- ・相談支援事業所間、および各種関係機関との連携強化をすすめる。
- ・地域公益活動を継続・展開し、地域の中での当事業所の存在価値を高めていく。

III 人材育成と職場活性化

- ・働きやすく、風通しの良い、ワークライフバランスの取れた職場づくり。
- ・市内相談支援専門員および法人内相談支援フォロー要員の養成協力および実務への助言・支援。
- ・法人内認定調査員の増員および調査員研修修了者の実務への助言・指導。
- ・法人内各相談支援関係事業所の再編について、法人本部と協力しながら進めていく。
- ・県が行う相談支援従事者養成研修の新カリキュラムにおける実地研修に対して協力し知見を集積する。

IV 地域公益活動

- ・「ザ・サードプレイスゆる座」「ナチュラルランドみかん」の定期的な実施。
- ・法人外で開催される勉強会や講演会への講師派遣等の協力。地域の各種委員会への協力。

令和2年度事業計画概要

名称	支援センターくすのき	種別	相談支援事業
所在地	新居浜市萩生 1834-1	開設	平成24年4月1日開設
定員	定めなし	職員数	2名

I 基本方針

障がいのある人の福祉や生活に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止や権利擁護のために必要な支援を行う。また、利用者の個人情報保護については、「相談支援における個人情報の取り扱いに関する同意書」に基づき、適正に取り扱う。

II 重点目標と実施事項

1 相談支援の実施

◆市町村障がい者等支援事業、指定特定（障害児）相談支援事業、指定一般相談支援事業

- ・障がいのある人の生活に関する様々な問題について、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービス利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。

◆地域生活支援

- ① 地域で暮らしたいと望む利用者を、各関係機関と連携し、地域生活を支える。
- ② 余暇を含め、より生活の質を高められるよう支援する。
- ③ 緊急時には迅速に対応し、適切なサービスに繋げていく。
- ④ 障がい者(児)が暮らしやすい地域(新居浜市)になるよう、常に問題意識をもち、地域資源の開発や改善に取り組めるよう努力する。

2 安定した経営・運営

- ① 法人理念に則り、常に利用者主体の相談を意識し、支援する。
- ② 市内各相談支援事業所、関係機関等との情報交換を行い、連携を図る。
- ③ 新報酬体制に合わせた書類等を整備し、事務業務の効率化を図る。
- ④ 仕事の優先順位を考え、計画性をもって、業務にあたる。
- ⑤ 収支のバランス、コストを意識する。

III 人材育成と職場活性化

- ① 相談支援専門員のスキルアップの為、各種研修に参加し、自己研鑽に努める。
- ② ライフステージにあった支援ができるよう、障がい、介護、児童分野の制度理解に努める。
- ③ 事業所内の相談員間の支援状況等に関する情報共有を行う。

IV 地域公益活動

- ① セミナー等の開催に携わることにより、更なる障がいへの理解、啓発を深める。
- ② 法人内サービスの広報等を行っていく。

令和2年度事業計画概要

名称	障がい者就業・生活支援センター エール	種別	障がい者就業・生活支援センター事業
所在地	新居浜市政枝町2-6-42	開設	平成23年4月1日開設
定員	無し	職員数	7人(就業3人・生活2人・主任職場定着担当者1人・企業開拓員1人)

I 基本方針

就職を希望する障害のある方、在職中の障害のある方の抱える課題に応じて、医療、行政、ハローワーク、福祉機関との連携の下、就業面および生活面の一体的な支援を実施していく。また、企業に対して障害のある方個々の障がい特性に応じた雇用管理について助言を行う。支援対象者のライフステージを見据えた支援を継続して行う。

II 重点目標と実施事項

(1) 就業及び生活支援の実施

- ① 障がい者からの相談に応じ、その就業及び日常生活上の問題について、必要な指導及び助言を行う。
- ② 事業主に対し、障がい者の就職後の雇用管理について助言などを行う。
- ③ 障がい者の家庭訪問を行い、生活上の相談に応じ日常生活、社会生活に必要な支援を行う。

(2) 関係機関との連絡調整

- ・支援活動において、問題解決のため、他の関係機関の支援などを受けることが必要な場合には、その連絡調整を実施する。但し、情報を得たり提供する場合は、支援対象者や家族から了解を得た上で実施する。

(3) 職場実習の提供

- ・支援対象者の就職のために有効であると認められる場合には、職場への適合性を見極めることを目的とした職場実習を行う。実習先は、実習終了後引き続き就職の見込みがある事業所を選定する。

(4) 就職後の職場定着支援

- ・支援対象者の雇用継続のために、主任職場定着支援担当者を中心に定期的に事業所を訪問。障がい特性の理解について助言。業務内容のマッチングについて必要に応じモニタリングを実施していく。

(5) 会議の開催

- ① 支援センターエール主催の関係機関連絡会議を年2回開催する。
- ② 範囲内の自立支援協議会、特別支援学校の連絡会議などに参加し、関係機関との連携強化を図る。

III 人材育成と職場活性化

- ① 法人内外の研修に自己研鑽として積極的に参加する。
- ② センター内で定期的にミニ学習会及び事例検討会を実施し、困難事例への対応などスキルアップを目指す。

IV 地域公益活動

(1) 委員会活動

- ① 新居浜市障がい者自立支援協議会 委員
- ② 新居浜市地域発達支援協議会 委員
- ③ 新居浜特別支援学校川西分校 キャリア教育推進協議会委員
- ④ 西条市障がい者自立支援協議会 委員
- ⑤ 松山ろう学校 キャリア教育推進協議会 委員

(2) その他

- ① 政枝町自治会活動への参加。
- ② 社会福祉士など専門職を目指す方の受け入れ、職場体験の実施。

令和2年度 事業計画概要（案）

名称	ケアホーム こんぺいとう	種別	介護サービス包括型共同生活援助
所在地	新居浜市船木甲3760番地の1	開設	平成25年4月1日開設
定員	7人	職員数	3.6人（臨時11人）

I 基本方針

今年度、同敷地内に「グループホームかりんとう」が建設される為、協力しながら、地域での生活を支援する。暮らしの場として、くつろげる、安心できる、自分らしくいられる場となるよう支援する。

II 重点目標と実施事項

1 利用者ニーズに応じたサービスの提供

- ① 利用者ひとりひとりに寄り添い、個別支援計画に基づく適切な支援を行う。
- ② 季節が感じられる行事を通して、四季を感じ、余暇を楽しめるよう支援する。
- ③ 避難訓練を実施し、災害にそなえた備蓄品等を備えることで災害発生時の対応を行う。

2 健康管理および健康促進

- ① 日常の健康チェック等きめ細かい健康管理を行う。
- ② 栄養士の献立表に基づき栄養価を考えたバランスのとれた食事を提供する。
- ③ 食事、排泄、睡眠、着衣等に十分に配慮する。
- ④ 居住環境を清潔に保ち、快適な健康生活が送ることができるようとする。
- ⑤ 医療機関への受診をご家族と協力して行う。

3 家族支援

- ① 個別支援計画やモニタリングなどを通して、ご家族の話を丁寧に聞き取る。

4 利用促進と充実

- ① スタッフ配置を見直すことを通して、「365日開所」できる体制を検討する。

III 人材育成と職場活性化

- ① 法人研修センターなどの実施する研修に参加し、自己啓発に努める。
- ② 職務内容を見直し、職員が協力して支援できる体制づくりを行う。

IV 地域公益活動

わかば共同作業所・わかば第2作業所の広報誌などを近所に配布し、活動内容を理解してもらう。

令和2年度 事業計画概要（案）

名称	グループホーム ひまわり寮	種別	外部サービス利用型共同生活援助
所在地	新居浜市多喜浜5丁目3-31	開設	平成15年10月1日
定員	5人	職員数	世話人1人（臨時2人）

I 基本方針

今年度、ひまわり寮が移転する。利用者5名のうち、4名が船木に新設されるひまわり寮へ移転し、1名が地域での生活に移行する予定になっている。利用者にとって、ひまわり寮は、慣れ親しんできた家である為、引っ越しの過程を大事にし、スムーズに移行が出来るよう支援する。

II 重点目標と実施事項

1 利用者ニーズに応じたサービスの提供

- ① 利用者個々のペースを考え、引っ越しの準備を行う。
- ② 引っ越しのスケジュールを立て、スムーズに移行できるようにする。
- ③ 引っ越しに際して、今までかかわってきた人との関係を大事にする。

2 健康管理および健康促進

- ① 日常の健康チェック等きめ細かい健康管理を継続的に行う。
- ② 食事、排泄、睡眠、着衣等に十分に配慮する。
- ③ 居住環境を清潔に保ち、快適な健康生活が送れるようにする。
- ④ 病院受診の同行を必要に応じて行う。

3 家族支援

- ① 個別支援計画やモニタリングなどを通して、ご家族と一緒に生活を考え、支援する。
- ② ご家族と協力し、引っ越しを進める。

4 利用促進と充実

- ① ひまわり寮での生活を振り返り、引っ越し後の生活に生かすようにする。
- ② 引継ぎを丁寧にし、引っ越し後も落ちついて生活が出来るようにする。

III 人材育成と職場活性化

- (1) 法人研修センターなどの実施する研修に参加し、自己啓発に努める。
- (2) 利用者個々の様子をグループホームの職員、わかば共同作業所・わかば第2作業所の職員、家族で共有し、個別の支援が出来るよう協力しあう。

IV 地域公益活動

移転の際に、地域の方へ報告を行い、引っ越しを完了する。

令和2年度事業計画概要

名 称	グループホーム オリーブ	種 別	介護サービス包括型共同生活援助
所在地	新居浜市萩生1274-1	開 設	令和元年6月1日開設
定 員	6人	職員数	7人(正規5人・非正規4人)

I 基本方針

生活の場として住む人たちが作りだすグループホーム。そこで働く人も穏やかで、また訪れる人にとっても楽しみとなる地域と関わりのある住まいづくりを目指す。

II 重点目標と実施事項

1 移行から安定へ

くすのき管轄として初めての共同生活援助の開設となつたが、入所した人たちが「オリーブ」に入って本当に良かったと思えるようなていねいな移行支援が前年度はできたと思われる。今年度も生活の質を高めるための支援を安定して行っていく。

2 日中活動事業所との連携

入居者が日中に通う事業所との情報共有に努めて、課題が生じた際等は共同して可能な限りの解決を進めていく。

3 食の充実

給食は基本的にはくすのき園から配送するが、盛り付け等を通して少人数ならではの家庭的で健康的、かつ楽しみのある食事を提供する。

4 医療との連携

利用者の日々の状態観察を怠らず、家族、くすのき園の看護チームと連携して、早急な医療機関の受診等を行う。

5 余暇支援

人數的にゆとりのある施設の中で入居者や職員が触れ合える楽しみの場を設ける。また最低でも月に1回以上は利用者のニーズに合わせた外出の機会を設ける。

6 環境美化

入居者と共に日々の掃除、整理整頓に努め、清潔で快適な住まいの場を維持する。

7 適正な運営と施設整備計画の作成

収支状況を職員全体が情報共有してその適正化に努める。また今年度中に隣接地への2棟目の建設の計画を作成する。

III 人材育成と職場活性化

入所施設とは異なる少人数の支援やケアができる場所として、主に入居者との関わりの中からチームで協力して支援ができる人材を育成していく。

IV 地域公益活動

地元の自治会等とも関わりを持ち、地域にとって閉鎖的な場所にならないようにしていく。

また、入居者に関わりのある人たちが気軽に訪れることが出来るグループホームにしていく。

令和2年度 事業計画概要

名称	かりんとう	種別	介護サービス包括型共同生活援助・外部サービス利用型共同生活援助・短期入所
所在地	新居浜市船木甲3760番地の1	開設	令和2年6月開設予定
定員	介護サービス包括型6人・外部サービス利用型4人・短期入所1人	職員数	3人(臨時7人)

I 基本方針

新しく生活される場所が落ち着いて過ごせる場となるように支援する。
 暮らしの場として、くつろげる、安心できる、自分らしいられる場となるよう支援する。
 同敷地内に「ケアホームこんぺいとう」がある為、協力して支援を行う。
 在宅で困っている方の受け入れ場所として、安心して過ごしてもらえるよう支援する。

II 重点目標と実施事項

1 利用者ニーズに応じたサービスの提供

- ① 利用者ひとりひとりに寄り添い、個別支援計画に基づく適切な支援を行う。
- ② 季節が感じられる行事を通して、四季を感じ、余暇を楽しめるよう支援する。
- ③ 避難訓練を行い、災害にそなえた備蓄品等を備えることで災害発生時の対応を行う。

2 健康管理および健康促進

- ① 日常の健康チェック等きめ細かい健康管理を行う。
- ② 栄養士の献立表に基づき栄養価を考えたバランスのとれた食事を提供する。
- ③ 食事、排泄、睡眠、着衣等に十分に配慮する。
- ④ 居住環境を清潔に保ち、快適な健康生活が送ることができるようする。
- ⑤ 医療機関への受診をご家族と協力しながら支援する。

3 家族支援

- ① 個別支援計画やモニタリングなどを通して、ご家族からの話を丁寧に聞きとる。

4 利用促進と充実

- ① 自宅などからグループホームへ移行する過程を大事にし、グループホームに慣れてもらえることから始める。
- ② 短期入所の受け入れも随時行い、在宅で困っている方の居場所とする。

III 人材育成と職場活性化

- ① 法人研修センターなどの実施する研修に参加し、自己啓発に努める。
- ② 利用者の様子をグループホームの職員、わかば共同作業所・わかば第2作業所の職員、ご家族で共有し、個別支援が出来るようにする。

IV 地域公益活動

わかば共同作業所・わかば第2作業所の広報誌などを近所に配布し、活動内容を理解してもらう。